

法図連通信

令和7年10月24日

目次

1. 法律図書館連絡会第67回総会報告	2
2. 「（報告）法情報データベースの歴史について」後記	4
3. 文献紹介：英国ウォーリック大学における法情報データベースの利用状況調査	10
4. 主要活動日誌（2024.10～2025.10）	12
<編集後記>	12

1. 法律図書館連絡会第 67 回総会報告

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会)

第 67 回総会は、2024 (令和 6) 年 10 月 25 日 (金) に Web 会議システムを用いてオンラインで開催されました。以下、総会の主な内容を報告します。

13:00-13:07 開会挨拶

常任幹事館 (国立国会図書館 松本常任幹事)

13:07-14:00 報告 1

題目「法情報データベースの歴史について」

<報告者> 笠 学 (大阪大学大学院法学研究科資料室)

14:10-15:07 報告 2

(1) 題目「誰もが判例検索できる時代へ 生成 AI が実現した「質問」できる判例検索データベース」

<報告者> 野藤 雅弘 (第一法規株式会社 販売促進局販売促進第一部)

堤 千紘 (第一法規株式会社 販売促進局販売促進第一部)

高橋 大希 (株式会社 Legalscape アカウントデベロップメントチーム マネージャー)

(2) 題目「法情報サービスの未来 2030」

<報告者> 山澤 和之 (株式会社 TKC 常務執行役員リーガルデータベース営業本部 本部長)

15:15-16:00 協力企業動画配信・視聴

16:00-16:20 総会議事

(1) 法律図書館連絡会幹事会等活動報告

2024 年度に計 3 回開催された幹事会の協議内容等について、松本常任幹事から報告されました。

<担当> 幹事会

(2) 入退会報告

2023 年度第 4 回幹事会から 2024 年度第 3 回幹事会の間に承認された入会及び退会はなかったことが、松本常任幹事から報告されました。

<担当> 幹事会

(3) 収支決算報告書・監査報告書

2023 年度の連絡会収支決算及び監査報告について金澤幹事から報告されました。

＜担当＞ 会計担当幹事：金澤敬子氏（成城大学）

会計監事：磯祥子氏（学習院大学）、二瓶司氏（東京経済大学）

（４）委員会等報告

「法図連通信」等編集委員会から「法図連通信」第 56 号の発行について、研修メディア委員会から基礎講座の開催等について、笠常任幹事が代読する形で報告されました。

（５）協議事項

1. 第 67 回総会会場について、幹事会一任とすることが提案されました。
2. 任期 2025 年度～2026 年度の幹事の担当及び欠員補充について、幹事会から提案がありました。
3. 任期 2025 年度～2026 年度の会計監事について、幹事会から提案がありました。

＜担当＞ 幹事会

16:20-17:05 オンライン交流会

閉会挨拶

常任幹事館（中央大学図書館 鈴木常任幹事）

「(報告) 法情報データベースの歴史について」後記

(大阪大学大学院法学研究科資料室 笠 学)

1. はじめに

法律図書館連絡会第 67 回総会（2024 年 10 月 25 日開催）において「法情報データベースの歴史について」と題して報告を致しました（以下、報告といいます）。法情報の調査やサービスにおいて、データベース¹の役割は今日非常に大きくなっており、当会の会員は、それに関心をお持ちのことと思います。最新の動向については、同総会において、第一法規株式会社と株式会社 TKC のご担当者が、各社の状況を踏まえてお話をしてくださる予定でしたので、わたくしはその前に、現在に至るまでの各時期における法情報データベースの特徴などについて、あらましをお伝えし、ご参考にしていただく趣旨でした。本稿はそれに関する覚書です。報告は 1970 年頃から 2010 年頃までの日本の状況を対象としました。これは、我が国の法情報データベースが現われた初期の頃から、現在利用されている主な法情報データベースが現われた頃までに当たります。

2. 年表の作成

年表の作成を通して、各時期の特徴乃至時代区分に関する手掛りなどを得たいと考え、それを試みました。報告で用いたのは次のものです。

開始年	データベースの名称等	内容	形式	提供方法
1968	判例検索システム JUSTICE [日本電気株式会社]	判例		試行システム
1972	法令検索システム [通商産業省]	法令		省内オンライン
1978	行政管理庁 [法令検索システム]	法令		電子計算機共同 利用施設
1984	判例検索システム JUPITER [東洋情報システム]	判例	抄録	パソコン通信
1985	オンライン法律情報データベース 「LEX/DB」[TKC]	法令、判例 (税法)	全文	パソコン通信
1986	判例データベース HANIC [レオンマシン協同]	判例	抄録	パソコン通信
1986	法律判例文献情報 [第一法規出版]	文献		フロッピー ディスク
1988	判例 MASTER [新日本法規出版、東芝]	判例	抄録	CD
1989	CD-ROM 版リーガルベース [日本法律情報センター]	判例	抄録	CD

¹ データベースについて、『日本大百科全書（ニッポニカ）』（小学館）などを参考に以下のように捉えています。コンピュータでデータを利用できるようにするためのソフトウェア。データの蓄積そのものを指すことがある。

開始年	データベースの名称	内容	形式	提供方法
1989	電子ブック版模範六法 [三省堂]	法令	全文	CD
1990	現行法令データベース [学術情報センター]	法令	全文	パソコン通信
1990	C&C_VAN 判例検索サービス [日本法律情報センター、日本電気]	判例	全文	パソコン通信
1991	LEX/DB 判例全文 CD-ROM [TKC]	判例	全文	CD
1995	判例体系 CD-ROM [第一法規出版]	判例	要旨 (一部 本文)	CD
1995	官報 インターネット [大蔵省]	法令等	目次 (1999 年より 全文)	インターネット
1997	最高裁判所ホームページ(後に裁判所ウェブ サイトに再編)	判例	全文	インターネット
1998	現行法規 CD-ROM [第一法規出版]	法令	全文	CD
1999	LEX/DB インターネット [TKC]	判例	全文	インターネット
1999	判例タイムズ DVD [LIC]	判例	全文	DVD
2001	国会会議録検索システム [国立国会図書館]	議会資料	全文	インターネット
2001	現行法令データ提供サービス(後の e-Gov 法 令検索) [総務省]	法令	全文	インターネット
2002	リーガルベース (インターネット) [日本法律情報センター]	判例	全文	インターネット
2004	日本法令索引 [国立国会図書館]	法令		インターネット
2005	D1-Law.com [第一法規出版]	総合	全文	インターネット
2005	LexisNexis JP [レクシスネクシス・ジャパン]	総合	全文	インターネット
2006	LLI 統合型法律情報システム [LIC]	総合	全文	インターネット
2007	Westlaw Japan [ウェストロー・ジャパン]	総合	全文	インターネット
2009	LLI/DB 判例秘書 INTERNET [LIC]	総合	全文	インターネット

報告では、通信速度の移り変わりなど、技術的な事項を表に記入していましたが、繁雑になりますのでここでは略しています。2010 年以降について検討の対象外としたのは、比較的最近の事柄はご存知の会員が多いことや、報告時間の制約を考慮したためです。公的データベースについて、年表には裁判所の判例データベースや総務省の法令データベースなどを挙げていますが、省庁等が提供している様々なデータベースについて、提供開始年等に関する調査が不十分であるため、記載をしていません。

年表の作成に当たって様々な資料等を参照しました。法情報データベースについて通史的な情報を与えてくれる資料は多くはないようです。わたくしが参照したのは次の 2 点です。①高石義一編著『法律情報検索の現状と課題』（にじゅういち出版、1985 年）は、1970 年前後の法情報データベース草創期以降の状況について、官庁における実施例や試作版も含めて、詳しく記しています。また、アメリカ等諸外国における事例の概要についても記している貴重な本です²。②指宿信『法情報学の世界』（第一法規、2010 年）21-24 頁は、簡略ながら通史的な視点で諸事項を整理しており、年表も付しています。これら 2 冊を手掛りとするほか、わたくしが年表の作成に当り参照したのは、論説³、新聞記事、社史（ウェブサイトの掲載を含む）などです⁴。

3. 時代区分等

年表を作成してわたくしなりに理解したことを図示しますと、やや大雑把に過ぎるかもしれませんが、次頁のようなものになります⁵。

大まかに時代を区分すると、次のような把握ができると思います。①1970 年前後から 1980 年頃までに、試作版の作成や官庁における実施例のあったこと。②1980 年代に商用の法情報データベースが提供され始めたこと。③1990 年代に CD-ROM によるパッケージ系商品が普及したこと。④2000 年頃以降にインターネットを利用するオンライン系商品が進展したこと⁶。内容においては、法令、判例などの種類ごとの提供から総合的な提供への移行、あるいは特定の法分野の提供から全ての法分野の提供への移行がおおよその傾向として指摘できると思います。また、形式においては、抄録、要旨等の提供から全文の提供への移行がおおよその傾向として指摘できると思います⁷。これらの流

² アメリカ等で、増加し複雑になった法情報を正確かつ迅速に調査する需要が様々な法律業務に存在していたこと、発達しつつあるコンピュータ技術をそのような需要のために活用し、法律情報検索システムの開発・利用が進展したことが指摘されています（同書 2-13 頁、24 頁以下）。日本が外国と比較して、法律情報検索システムの構築で遅れていた原因として以下を挙げています（同書 7-9 頁、199-200 頁）。①法律情報が必ずしも機械の援助を要するほど多くないとの認識が法律専門家にあった。②法律情報検索システム構築のためのデータ整備が不十分。③市場が十分に小さくなく、開発に対して採算が取れるか不安。④アルファベットと日本語の言語体系の相違などに関する問題。

³ 大島義一「通商産業省の法令検索システムについて」情報管理 22 巻 5 号（1979 年）372-381 頁、飯山雄紀「行政管理庁における法令検索システム」情報管理 22 巻 12 号（1980 年）972-984 頁、最高裁判所広報課「最高裁判所ホームページについて」金融法務事情 1517 号（1998 年）17 頁、総務省編「情報通信白書」（平成 13 年版）71-72 頁、等雄一郎「国立国会図書館の法令関連情報提供サービス 日本法令索引データベースシステムと今後の展開」現代の図書館 42 巻 4 号（2004 年）236-239 頁、水野智久ほか「12 万倍に増えた！進化する記録メディア」Newton27 巻 3 号（2007 年）72-77 頁。

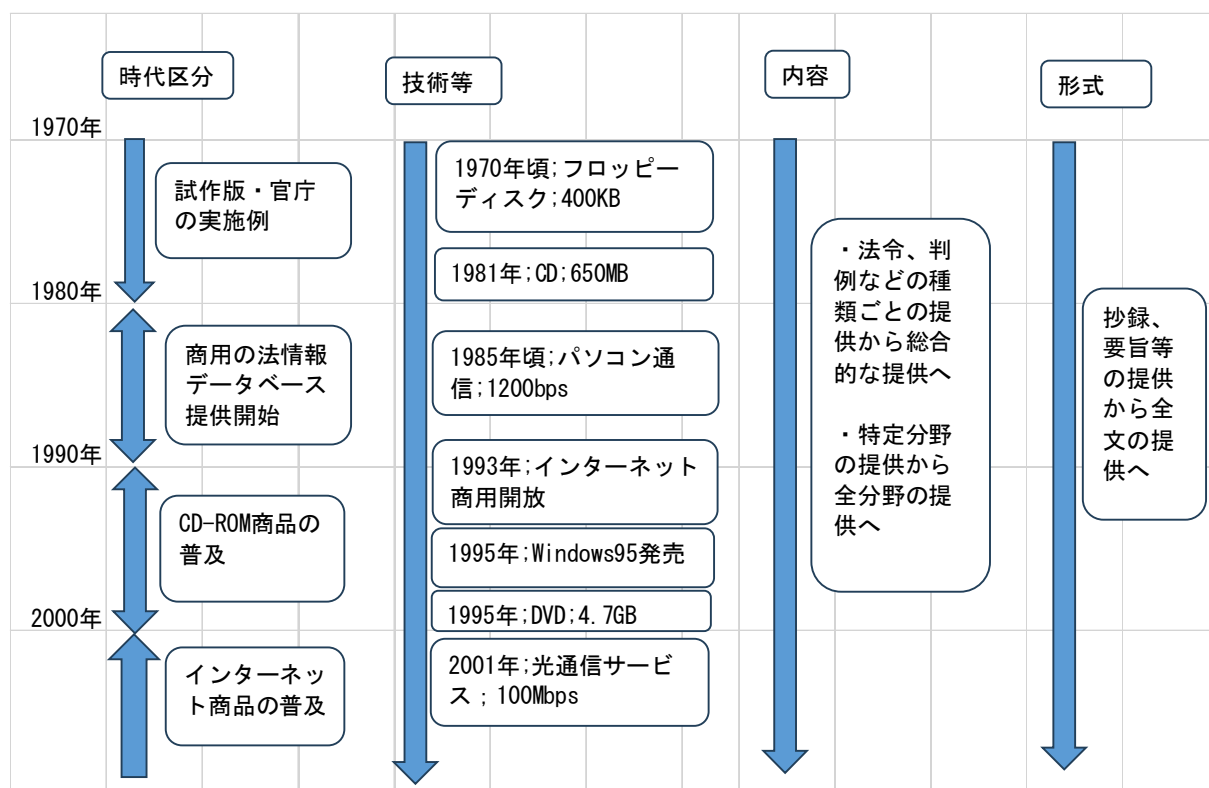
⁴ 日本法律情報センター及び LIC から、それぞれの商品に関する情報をご提供いただきました。

⁵ 報告においてはこのような図は用いずに、口頭でご説明しました。

⁶ 但し、LIC の商品のように、DVD については 2000 年代以降も提供されており、パッケージ系商品も内容や購読対象によっては依然として有効と考えられていました。

⁷ 指宿信編『法情報サービスと図書館の役割』（勉誠出版、2009 年）157 頁[齊藤正彰執筆]に次の指

れや移行が新しい商品の開発や通信技術の進展に伴って生じたことは明らかです⁸。1995 年に Microsoft が発売した Windows95 は、インターネットの通信規格やブラウザなどを搭載しており、インターネットが一般に普及する大きな契機となったといわれています⁹。



1990 年代にはパッケージ系商品である CD-ROM とオンライン系商品であるパソコン通信¹⁰が併存していたのですが、後者は法分野において普及しているとはいえないようでした。わたくしの所属機関において前者が優勢でしたし、他の大学等においても同様であるという感触を持っていました。そのような 1990 年代の状況を例証する資料として次の 2 点を紹介しました。「判例情報・法令情報については CD-ROM が現在の主要な提供形態である」¹¹。「国内判例データベースも CD-ROM を使う比率が高く」¹²。前者は弁護士実務に関する分析、後者は研究者に関する分析です。CD-

摘があります。「商用の判例 DB は、かつては、公刊された判例の全文を網羅的に収集するタイプと、判例の書誌情報（所在情報）や判旨の要約に絞って収録するタイプとに分かれたが、インターネット化による情報提供力の強化によって、全文収録型への移行ないし差異の相対化が生じている」。

⁸ 2000 年頃、パッケージメディアからオンラインメディアへの変遷が、書物一般に見られたことについて、例えば、次の文献を参照。仲俣暁生「電子出版メディアの変遷--パッケージからオンラインへ」情報の科学と技術 50 巻 4 号（2000 年）200-205 頁、根本彰「知のメディアとしての書物--アナログ vs. デジタル」情報の科学と技術 73 巻 10 号（2023 年）416-422 頁。法分野におけるメディア乃至商品の変遷は、そのような一般的な傾向に沿うものだったのでしょうか。

⁹ 総務省編「情報通信白書」（令和元年版）17 頁。

¹⁰ パソコン通信は、電話回線などで通信事業者のコンピュータに接続することにより、メールや掲示板、チャットなどのコミュニケーションのほか、データベース検索などのサービスを利用することが可能でした。（総務省編「情報通信白書」（令和元年版）16 頁）。

¹¹ 藤田康幸『法律業務のためのパソコン徹底活用 Book』（トール、1999 年）233 頁。

¹² 鹿児島大学法情報研究会「＜資料＞ 法学研究者におけるインターネット利用に関するアンケート調査結果報告」鹿児島大学法学論集 31 巻 2 号（1996 年）127 頁[1995 年実施のアンケート]。

ROM 全般が 1990 年から急増したとする指摘がありますから¹³、その普及は法分野に限らないことだったのでしょう。パソコン通信については「必要な情報に到達するまでのステップが多すぎて検索に時間がかかる（つまり、費用もかかる。）ような感じがする」という指摘のあることも参考にしました¹⁴。

上記の「検索に時間がかかる（つまり、費用もかかる。）」という指摘は、従量制課金の事情を指しています。余談になりますが、報告ではこれに関連して、わたくしの所属機関で 1990 年代に使用していた外国法データベース Lexis の検索例を挙げました。このデータベースも従量制で、450 円／分でした。検索時間を最小限にするため、通信ソフトウェアを起動する前に十分に検索式を吟味し、それを実行しました。当時は、検索窓に適当な語句を入力すれば、それと比較的関連の深い情報が出力される、という仕組みは提供されておらず、所定の演算子を用いて検索式を組み立てていました。もし思うような結果が得られず、検索式の不適切であることが分かった場合は、直ちに回線を切断しました。そして改めて検索式を吟味して、再度回線をつないでいたのを、懐かしく思い出します。現在の定額料金、同時アクセス数無制限という恵まれた利用条件は想像できなかった時代でした。

報告では、各時期の通信速度について具体的な例を挙げると分かりやすいように思いましたので、次のような補足的な説明をしました。「犯罪白書」（令和 5 年版）の約 15MB¹⁵をダウンロードする場合、どれくらいの時間がかかるのでしょうか。1985 年頃のパソコン通信 1200bps¹⁶で約 29 時間、1990 年代半ばのパソコン通信 14400bps で約 2.4 時間、2001 年の光通信サービス 100Mbps で約 1.3 秒です。1990 年代にパッケージ系商品の優位を観察することができ、また、2000 年以降にオンライン系商品の優位を観察することができるとすれば、そのような変遷は単位時間当たりには得られる情報の量に関する満足度も要因の一つであったと考えることができそうです。

パッケージ系商品に使われた CD の 650MB という容量は、今日から見るとさほど大したことはないのですが、1990 年代には電子資料の新たなメディアとして大きな期待を寄せられており、普及していたのでした。当時の文献には「データベースサービスは大容量・高信頼性をほこるパッケージ系メディア CD-ROM の出現により、オンライン依存型から脱却しつつある」¹⁷という評価が見られます。そして 2000 年頃以降、パッケージ系商品である CD-ROM からインターネットを利用するオンライン系商品への移行が進みましたから、10 年ほどの比較的短期間のうちに、相当目まぐるしく状況が変化した訳です。利用者であるわれわれは技術の進展に驚いていたのですが、商品開発を検討する企業は方針を定めるのに苦労があったことと思います。

報告では、上記のようにメディアや通信速度など、技術的なことについて多少触れましたが、それらは十分な取り上げ方とは言えません。そのような技術的な諸事項をより詳細に分析した上で、本格的に法情報データベースの歴史を記述する方法もあることと思います。

¹³ 大前巖『オンラインデータベース入門--初心者のための最新利用ガイド』（講談社、1993 年）34 頁。

¹⁴ 藤田康幸「法律関係データベースの現況」自由と正義 45 巻 2 号（1994 年）98 頁。400 円／分という接続料金が記されています。

¹⁵ 『日本大百科全書（ニッポニカ）』（小学館）などによると、バイト（byte）は、コンピュータで使われる情報量の単位の一つ。通常は 8 ビット（bit）で 1 バイトです。1KB（キロバイト）は 1024 バイト（または 1000 バイト）、1MB（メガバイト）は 1024KB（または 1000KB）です。また、ビット（bit）は binary digit の略。二進数 1 桁のこと。コンピュータでは、情報の長さなどを表すときに用います。

¹⁶ 『現代用語の基礎知識』（2024 年版）によると、bps は通信回線などのデータ転送速度の単位。ビット毎秒。100bps なら 1 秒間に 100 ビット（英数字約 12 文字分）の情報を送ることができます。

¹⁷ 松田和之「データベースと CD-ROM」情報の科学と技術 37 巻 9 号（1987 年）399 頁。

4. おわりに

以上のように、法情報データベースの進展について、利用者の立場から見た概要を報告致しました。この度の報告の準備をされていて有難いと感じたのは、当時の状況を分析した資料のあることでした。拙いながら表題のような報告をすることができたのは、本稿で挙げさせていただいた様々な文献のお陰です。

他方で、発売された期間や内容の変更など、データベース各々の基本的な事実に関する記録は、全般に乏しいようです。年表を作成するに際して、そのようなことにつき、新聞記事から得た情報が比較的多く、また企業に照会を行って情報を得ましたが、印刷物の歴史を調べる場合と状況が異なるという印象を持ちました。雑誌などは通常、創刊号や終刊号が残りますから、刊行期間が分かりますし、創刊や終刊に際してそれに関する一文が記されている場合は、それにより創刊や終刊に関する様々な事情や趣旨を知ることが出来ます。例えば「判例時報」の創刊号（1953年）では、判例の報道が地味であるが永続的な意義のある事業であることを説く文章を、我妻栄教授が書かれたことはよく知られていますし、比較的最近では、「家庭の法と裁判」の創刊（2015年）にあたり、「家庭裁判月報」の終刊（2014年）を当該誌が補い、更に役割を発展させる意義を幾人かの関係者が記しています。後代の者はこのような記事を読んで感銘を受けるのですが、データベースについては、そのような例はなかなか見当たらないように思われます。

報告では歴史的な概要と併せて、法情報データベースについて考えるための、いくつかの視点と関連文献を紹介しました。それは例えば、電子資料と印刷資料の関連、両者の代替性の評価、電子資料の信頼性、電子資料に掲載される法情報が適切に流通するための条件などです。そのような諸問題の検討は、実務の上で意義があるだけでなく、法情報データベースの歴史を考える際にも様々な示唆を得られる可能性があり、興味深いのですが、報告ではそれらにごく簡単に触れたに過ぎず、本稿で記すことは控えさせていただきます。いずれ、会員のみならずそれらについて検討する機会のあることを期待します。

3. 文献紹介：英国ウォーリック大学における法情報データベースの利用 状況調査

(国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料調査室 松本 保)

英国ウォーリック大学における法情報データベースの学生の利用状況が調査され、その結果が公表された。同大学図書館の法学等の学習・研究支援担当の図書館員が、2024年6月に開催された British and Irish Association of Law Librarians (BIALL) の年次大会でライトニングトークとして報告したものであり、それに加筆したうえで、BIALL の機関誌である Legal Information Management 誌に掲載された。本稿ではその要旨をかいつまんで紹介する。

調査は、2018/19年度から2023/24年度までの各年度における、4つのデータベース (Lexis+ UK、Westlaw UK、HeinOnline、Law Trove) の利用統計を、これらの利用者 (ロースクールの学部生・大学院生) 1人当たりの利用を単純平均で割り出して、この間の変化を確認したものである。

結果は、Law Trove は2020/21年度に新規に契約したため例外として、残る3つのデータベースは、いずれも2018/19年度から2021/22年度にかけて、毎年度、利用は減少していたことが分かった。具体的には、3つのデータベースの利用を合算した値では、2018/19年度には学生1人当たり平均285.9回であったものが、2019/20年度には241.7回に、2020/21年度には220.2回に減少し、さらに2021/22年度には149.8回にまで落ち込んだ。

新型コロナウイルス感染症対策として、ロックダウンが行われていた間、大学図書館は電子リソースとリモートワークへシフトし、ウォーリック大学図書館では、電子書籍の利用が41%増加し、電子ジャーナルも21%増加していた。しかし、法情報データベースの利用は、2020/21年度にも減少傾向が続いた。

ところが、2022/23年度には218.3回と利用が増えた、というのである。この動きに関して、著者はいくつかの考察を加えている。

その一つは、法律図書館員の役割である。新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、ウォーリック大学の法律図書館員が2021年8月に退職した後9ヶ月間も空席が続き、その間は法情報データベースの利用案内や研修もできなかった。さらに、2022年9月には、同大学図書館が図書館資料に関する新しい "subject guides" を導入した。その目的は、主要な専門分野の図書、ジャーナル、データベースをより発見しやすくすること、また、専門知識を持った図書館員のサポートを学生が得られるようにすることであった。法律図書館員の配置と "subject guides" の導入が、法情報データベースの利用の増加と一致しているというのである。

また、イングランドとウェールズにおいて弁護士になるための制度が変わり、弁護士資格試験への準備のため、より柔軟で多様なカリキュラムを組むことが可能となった。これにより、推奨される文献や情報が変わり、それらにアクセスするために法情報データベースの利用が活性化したのではないかとしている。

最後に、今後の動向として、オープンアクセスの出版物の利用に関して述べている。法律分野では、議会、政府、法律関係の出版物はオープンリソースとなっていて、容易に発見・アクセス可能であり、将来的に図書館のデータベースの利用を減らす可能性があるという指摘する。

以下に、若干の感想を述べる。著者自身、この調査結果が一般的な傾向を反映しているのか、あるいは独特のものであったのかを理解するためには、法情報データベースの利用の傾向が学術部門全体でどのように位置づけられるのかを調べる必要があるとしている。今回の調査手法による利用率と図書館員の関係に関する考察は、相関関係はあるとしても因果関係があるとは言い難いだろう。利用者の属性が学生と限定的であるのだから、インタビューや行動観察などによる質的調査を加味した検討を加えることで、より実態に迫ることが期待される。

また、法情報を含む図書館データベースの利用には、オープンアクセスの出版物の影響がすでに出ているのではないだろうか。印刷資料の法令集・判例集の利用動向も含めた検討の余地があるように思われる。

なお、この調査報告は、ウォーリック大学の機関リポジトリにも改訂版が掲載されており、CC-BY-NC-ND 4.0 で公開されている（<https://wrap.warwick.ac.uk/id/eprint/191942/>）。本稿ではこれに拠った。日本で同様の法情報データベースの利用状況調査がなされたことがあるか、寡聞にして知らないが、興味深い内容であり、紙幅の都合で本稿では捨象した部分もあるため、本誌読者においてもぜひ、味読してほしい。

書誌

Hanes, Jackie (2025) Telling tales : using data to understand trends in law database usage. *Legal Information Management*, 25 (1). pp.12-18. doi:10.1017/S1472669625000040

4. 主要活動日誌（2024. 10～2025. 10）

2024. 10. 25	法律図書館連絡会第 67 回総会（オンライン開催）
2024. 12. 9	第 67 回総会の表決結果の報告（メール送信日）
2024. 12. 11	2025 年度第 1 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2025. 3. 7	2024 年度基礎講座（中央大学）
2025. 5. 9	2025 年度第 2 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2025. 8. 1	2025 年度第 3 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2025. 10. 17	2025 年度第 4 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）

<編集後記>

久しぶりに一人旅をしてきました。旅館の 6 畳間にのび太のように寝転がり、2 階の窓から外を眺めると、空にはひつじ雲が浮かんでいました。毎日あんなに暑かったのに、いつの間にか秋が来ていました。

（法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 久永 茂人）

第 57 号も無事に発行できましたこと、まずは御礼申し上げます。『法図連通信』が『法令資料通信』として創刊されたのは昭和 40 年でした。それからちょうど 60 年。人間で言ったら還暦を迎える事ができました。目指せ 60 号。皆様からの原稿、募集しております。

（法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 小和田 智子）

2025（令和 7）年 10 月 24 日

法 図 連 通 信 第 57 号

発行 [法律図書館連絡会](#)

編集 法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会

（国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課内）

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話：03-3581-2331（代） 内線 21601 FAX：03-3591-3655

E-Mail：hogikai@ndl.go.jp